

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要（抜粋）

令和 6 年 4 月 1 日
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

① 関係機関連携加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（1回を限度）…②

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合



【改定後】

関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（月1回を限度）…②

関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位／回（月1回を限度）…③

関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位／回（1回を限度）…④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

ポイント

- 本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
- ・保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
- ・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
- ・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】

- 各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする

- 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の同一月の算定は不可。加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない

- 多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月1回までとする

【参照法令等】

報酬告示：第1の12の2（児発）、第3の10の2（放デイ）

①通所自立支援加算【新設】【放課後等デイサービス】

- こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

通所自立支援加算 60単位／回（算定開始から3月を限度）

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの
【主な要件】
 - ・ 児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の支援を行うこと（※）移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等
 - ・ あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
 - ・ 児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと
児童一人につき職員一人が個別的に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が児童二人に支援を行うことも可能とする
 - ・ 通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと
 - ・ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること
- 重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
- 算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の4（放デイ）
基準告示（270）8の4の6

②自立サポート加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

- こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

自立サポート加算【新設】 100単位/回（月2回を限度）

※ 高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

ポイント

- 本加算は、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定するもの

【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）

【主要要件】

- ・ 児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること
 - ・ 自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること
- なお、これらの支援に当たっては、基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で進めること

〔想定される取組〕

自己理解の促進に向けた相談援助：適正や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施 等
進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供：働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、

就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組 等

必要な知識・技能を習得するための支援：生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援

- ・ 計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- ・ 計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること
- ・ 児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること（なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする）
- ・ 対象児ごとの支援に関する記録を行うこと

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の3（放デイ）

基準告示（270）：8の4の5

3. (4) 不登校児童への支援の充実

①個別サポート加算(Ⅲ)【新設】〔放課後等デイサービス〕

- 継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

【対象となる児童】

- ・不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

【主な算定要件】

- ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ・学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること(当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可)
- ・家族への相談援助(居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可)を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと(当該相談援助について家族支援加算の算定は不可)
- ・学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと(その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること)
- ・市町村(教育担当部局又は障害児支援担当部局)から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7(放デイ)

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】 強度行動障害児支援加算 155単位／日 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合	【改定後】 強度行動障害児支援加算 <u>200単位／日</u> <u>（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位／日）</u> ※強度行動障害支援者養成研修（<u>実践研修</u>）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、<u>支援計画を作成し当該計画に基づき</u>支援を行った場合
--	---

ポイント

要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
- 【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
- 【主な要件】
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
 - ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
 - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】
報酬告示：別表第1の8の2（児発）
基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

②放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】【放課後等デイサービス】

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位／日

- ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算(Ⅰ)（児基準20点以上） 200単位／日…①

強度行動障害児支援加算(Ⅱ)（児基準30点以上） 250単位／日…②

（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位／日）

- ※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
- ②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
 - ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】報酬告示：別表第3の6の2（放デイ） 基準告示（270）：8の2（対象）、8の3（支援）

④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

強度行動障害児支援加算【新設】 200単位／日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

ポイント

要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出（支援の基準適合）

- 本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成
※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
- ・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認（訪問して行うことが望ましいが、オンラインや記録等によることも可））すること

- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の7（保育所等訪問支援）

施設基準告示（269）

基準告示（270）10の2の3（居宅・対象児）、10の2の4（居宅・支援）、10の8（保育所等・対象児）、10の9（保育所等・支援）

6. (3) 支援二一ズの高い児への支援の充実

①強度行動障害児特別支援加算【見直し】〔福祉型障害児入所、医療型障害児入所〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児特別支援加算 781単位/日
 （加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日）
 ※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）
 <体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）
 <設備> 居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける



【改定後】

強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)(児基準20点以上) 390単位/日
 強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)(児基準30点以上) 781単位/日
 （加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日）
 ※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合
 <体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算(Ⅱ)は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置。
 <設備> 居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける

ポイント 要・都道府県への基準適合の届出 / 要・都道府県の対象児の判定

- 加算Ⅰは、指定障害児入所施設等が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
 【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
 【主な要件】
 ・居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設けること（専用の別室ではなく施設の一角を活用することも可）
 ・医師及び心理担当職員を配置するとともに、対象児4人につき児童指導員1以上を加配
 ・実践研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シートの作成
 ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が週に3日以上頻度で当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成し、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
 【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
 【主な要件】・加算Ⅰの要件に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）
 ・中核的人材研修修了者が週に1回以上の頻度で状況の確認及び助言を行うこと
- 加算の算定を開始した日（改定前の加算を既に算定している場合にはその開始日）から起算して90日以内の期間はさらに700単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示（123）：第1の1の注7（福祉型）、第2の1の注5の2（医療型）

施設基準（269）：14（福祉型）、18の3（医療型）

基準（270）：13・13の2（福祉型：支援）、14（福祉型：対象児）、17の3・17の4（医療型：支援）、17の5（医療型：対象児）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

③集中的支援加算【新設】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

集中的支援加算【新設】 1000単位／日

※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算

ポイント

要・市町村による児の判定

※市町村と都道府県が連携して運用

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）

【主な要件】

- ・広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
- ・「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
- ・広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
- ・集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
- ・集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
- ・広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の報酬を支払うこと
- ・対象児が複数の事業所を併用している場合にあっては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする
- ・支援にあたっては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること（セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげること）

- 本加算については、市町村が事業所から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする（「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）

- 強度行動障害児支援加算との併算定は可能

6. (3) 支援二一ズの高い児への支援の充実

②集中的支援加算【新設】〔福祉型障害児入所支援施設・医療型障害児入所支援施設〕

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

集中的支援加算【新設】

集中的支援加算(Ⅰ) 1000単位/日

※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える

集中的支援加算(Ⅱ) 500単位/日

※ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※口の集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、イの集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

ポイント

要・都道府県による児の判定

<集中的支援加算(Ⅰ)>

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児入所支援施設に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき都道府県が判定）

【主な要件】

- ・ 広域的支援人材(※)を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
- ・ 「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び施設のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と施設が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（施設全体の支援の進め方の計画）を作成し、②施設において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別の入所支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
- ・ 広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
- ・ 対象児の状況及び支援内容について、広域的支援人材に概ね週1回以上の頻度で情報共有を行うこと
- ・ 集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・ 対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
- ・ 広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の報酬を支払うこと

- 本加算については、都道府県が施設から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を都道府県に提出するものとする（「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）

- 強度行動障害児特別支援加算との併算定は可能

（次頁に続く）

6. (3) 支援二一ズの高い児への支援の充実

②集中的支援加算【新設】〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

<集中的支援加算（Ⅱ）>

○ 本加算は、指定障害児入所施設において、集中的な支援が必要な利用者を他の施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）であって、状態が悪化して日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき都道府県が判定）

【主な要件】

- ・集中的支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県が認めた施設であること
※都道府県において、実践研修修了者を配置（常勤専従でなく単なる配置で可）し支援計画シート等による支援を実施する体制・実績がある施設を選定し名簿を作成。強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定可能な施設を基本とする
- ・広域的支援人材の支援を受けながら、施設の実践研修修了者が中心となって、対象となる児を他施設等から受け入れて集中的支援を行うこと
※広域的支援人材の支援については、加算（Ⅰ）にある集中的支援実施計画の作成、助言援助等と同様。当該支援に関しては加算（Ⅰ）の算定が可能
※集中的支援は、集中的支援実施計画に基づくとともに、強度行動障害児特別支援加算の要件に適合する支援を行うこと（設備・加配、支援計画シートに基づく支援の実施等）
※実践研修修了者は、対象となる児の状況や支援の内容等について、広域的支援人材に月 1 回以上、適時に情報共有を行うこと
- ・集中的支援の後に対象児が生活・利用する予定の施設・事業所に対する支援の方針（児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を集中的支援実施計画に位置付けるとともに、当該計画に基づき、広域的支援人材と連携しながら当該取組を行うこと。なお、広域的支援人材の支援に関しては、加算（Ⅰ）の算定が可能
- ・集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね月に 1 回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
- ・集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること

○ 本加算については、市町村（入所の場合は都道府県）が事業所等から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和 6 年 3 月 19 日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）

○ 集中的支援の後は元の事業所・施設等に戻ることを基本としつつ、在宅の場合や対応が困難と考えられる場合は、あらかじめ市町村と都道府県が連携しながら、集中的支援の終了までの間に可能な限り速やかに、集中的支援の後に対象児が生活・利用する事業所・施設等の確保を行うこと

○ 強度行動障害児特別支援加算との併算定は可能（併算定して実施することを基本とする）

【参照法令等】 報酬告示：別表第 1 の 8 の 3（児発）、別表第 3 の 6 の 3（放デイ） 基準告示（270）1 の 9（児発・対象）、8 の 3 の 2（放デイ・対象）

② 保育・教育等移行支援加算【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

保育・教育等移行支援加算 500単位／回（1回を限度）
 ※ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）



【改定後】

保育・教育等移行支援加算

・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合

500単位／回（2回を限度）

（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等

・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合

500単位／回（1回を限度）

・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合

500単位／回（1回を限度）

ポイント

- 本加算は、指定児童発達支援事業所等が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合であって、

- ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度）
 - ②退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）
 - ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度）
- に算定するもの

【主な要件】

- ・ 障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
- ・ 退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと
- ・ 退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと
- ・ 退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと
- ・ それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと

- 本加算は、退所前の移行支援については退所日に、また、退所後の支援については実施日（訪問日）に算定すること

- 関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定されない

- 退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない

①効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第5項）

ポ イ ン ト**（訪問先と連携した個別支援計画の作成）**

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

（支援時間の下限の設定）

- 訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

（オンラインの活用の推進）

- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する（「保育所等訪問支援ガイドライン」においてお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定））。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするとともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

【参照法令等】

基準省令：第79条により準用される第27条第5項 報酬告示：第5の1の注2

5. (2) 保育所等訪問支援の充実

③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第5項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第6項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第7項・新設）

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

自己評価等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポ イ ン ト

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなる
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定）

【参照法令等】

運営基準：第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示：第5の1の注2（4）

⑤ ケアニーズ対応加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

- ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

ケアニーズ対応加算【新設】 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定

- 本加算は、著しく重度の障害児又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ①重症心身障害児
- ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- ③重度の知的障害がある児童であること（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
- ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）
- ⑤医療的ケア児

- 訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：第5の1の6

基準告示（270）10の7

③多職種連携支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援〕

- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

多職種連携支援加算【新設】 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により支援を行った場合に、算定するもの

【主な要件】

- ・ 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員であること
- ・ 複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有していること。具体的には、以下の①～⑦のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること
 - ①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員
- ・ あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携による支援の必要性和支援内容を個別支援計画に明記し、保護者の同意を得ること
- ・ 支援にあたる複数人が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと
- ・ 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと

- 本加算は、月1回を限度として算定するものであるが、居宅訪問型児童発達支援の利用開始直後や状態の悪化等の場合、居宅訪問型児童発達支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるで行われるタイミングで活用されることが望ましい

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の4（居宅訪問型児発）、別表第5の1の5（保育所等訪問支援）

①移行支援計画の作成（基準）〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設・一部改正】

（指定障害児入所施設等の一般原則）

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。（第3条・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第1項・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の2第1項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第4項・新設）

※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポ イ ン ト

○本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの

○移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」（令和3年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和6年度早期に発出予定

○15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能

②移行支援関係機関連携加算【新設】〔福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設〕

- 移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

移行支援関係機関連携加算 250単位／回（月1回を限度）

※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合

ポイント

- 指定障害児入所施設においては、15歳以上の入所児童について移行支援計画を作成し、同計画に基づき当該児童の移行支援を進めることが必要（指定入所基準第3条第1項）
- 本加算は、移行支援計画を作成・更新する際に、自治体や基幹相談支援センター等の関係者が参画する会議（移行支援関係機関連携会議）を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合に算定するもの
 - 【主な要件】
 - ・移行支援計画の作成又は更新にあたって、都道府県、市町村、教育機関、基幹相談支援センター（又は相談支援事業所）等の関係機関が参画する会議を開催し、移行支援に関して情報共有及び連携調整を行うこと。
 - ※会議には、入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先（未定の場合は保護者の居住地又は入所施設の所在地）の市町村及び基幹相談支援センター（未設置の場合は相談支援事業所）、障害児が所属する教育機関の出席を基本とし、このほか必要に応じて障害児本人・その家族、児童相談所、移行予定先の障害福祉サービス事業者、居住施設、医療機関等の移行支援の関係者の参加を求めること
 - ※会議はオンラインを活用して行うことも可
 - ※全ての関係者の出席を基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、事前及び事後に移行支援及び会議に関する情報共有・連絡調整を行うこと
 - ※会議においては、児発管又はソーシャルワーカーが、児童の状況や移行支援の状況等について説明を行うとともに、関係者から意見をもらい、移行支援計画の作成・見直しを検討すること
 - ・会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成・更新を行うこと（関係機関との具体的な連携方法を記載）
 - ・会議に加えて、関係機関との日常的な連携体制を構築し、障害児等の意向、支援内容、移行に向けた課題等について状況共有を行うこと
 - ・会議の要点と、移行支援計画に反映させるべき内容について、記録を行うこと
- 都道府県、政令市が招集する協議の場（個別のケース会議）を活用し、同様の取組を行った場合にも算定可能とすること
- より早期から移行支援を実施する観点から、15歳未満の入所児童に移行支援計画を作成等する場合についても、本加算の算定は可能

【参照法令等】

報酬告示（213）：第1の6の2（福祉型）、第2の4の2（医療型）

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

① 医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。また、利用者の通院に同行し障害児等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害児等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。さらに、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

単位数（新旧）

【現行】

医療・保育・教育機関等連携加算 100単位／月
※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く）の職員等と面談を行い、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に加算する。



【改定後】

医療・保育・教育機関等連携加算 300単位／月（①－Ⅱ、②）
200単位／月（①－Ⅰ） 150単位／月（③）

※ 指定（継続）障害児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

Ⅰ 指定障害児支援利用援助 Ⅱ 指定継続障害児支援利用援助

②障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合

ポイント

○本加算は、障害児の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行った場合に算定するもの

【主要要件】

<①福祉サービス等提供機関の職員との面談等による障害児支援利用計画の作成又はモニタリング> ※ 1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。例：保育所、学校、児童相談所、医療機関、訪問看護事業所等）の職員との面談又は会議により、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（障害児支援利用計画に計画されている機関等が原則）の参加によるサービス担当者会議による算定も可）

・初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可

<②障害児への通院同行> ※ 1月に3回を限度。同一の病院等については1月に1回を限度

・障害児が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報（※）を提供すること
※当該障害児の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、支援の利用状況、障害児支援利用計画の内容等

<③福祉サービス等提供機関への情報提供> ※①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関 ごとに1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供すること

○本加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること

○情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、障害児支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。当該記録について、市町村から求めがあった場合には提出すること

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の8